

議案第 8 5 号

岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部改正について

岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 1 2 月 2 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市公共用物の管理に関する条例（平成24年岩倉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中	岩倉市道路占用料条例（昭和51年岩倉市条例第19号）別表に定める単位	岩倉市道路占用料条例別表に定める額	を
-----	------------------------------------	-------------------	---

岩倉市道路占用料条例（昭和51年岩倉市条例第19号）第3条の規定の例により算定した額	に改める。
--	-------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。